

変更事項別提出書類一覧

【訪問看護ステーション】

□欄に✓を入れ、提出書類とあわせて添付して下さい

第5号様式の変更届出書の変更事項番号及び変更事項		提出書類
1	事業所の名称	<input type="checkbox"/> 変更届出書【第5号様式】 <input type="checkbox"/> 付表3-1 <input type="checkbox"/> 運営規程
2	事業所の所在地 (八王子市内における変更に限る)	<input type="checkbox"/> 変更届出書【第5号様式】 <input type="checkbox"/> 付表3-1 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 平面図【参考様式3】 <input type="checkbox"/> 事業所内外のカラー写真 <small>(建物外観、事業所入り口、事務室、鍵付書庫、手指洗浄場所、相談室入り口、相談室)</small> ※ 移転先の用途地域や建物用途によっては目的の事業が営業できない場合や、消防設備等の追加が必要となる場合があります。建築基準法や都市計画法、消防法等の規定に抵触することがないように、事業所を移転する場合には事前にご相談ください。
2 2	事業所の電話番号、FAX番号	<input type="checkbox"/> 変更届出書【第5号様式】 <input type="checkbox"/> 付表3-1
7	事業所の平面図 (専用区画、レイアウト変更)	<input type="checkbox"/> 変更届出書【第5号様式】 <input type="checkbox"/> 付表3-1 <input type="checkbox"/> 平面図【参考様式3】 <input type="checkbox"/> 変更箇所のカラー写真 ※ 必ず事前にご相談ください。
9	管理者の氏名及び住所	<管理者が変わった場合> <input type="checkbox"/> 変更届出書【第5号様式】 <input type="checkbox"/> 付表3-1 <input type="checkbox"/> 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表【参考様式1-1】 <input type="checkbox"/> 資格証(写)※ <small>※ 資格証が旧姓の場合、氏名変更がわかる公的証明書(戸籍謄本等)書類を併せて提出してください。</small> <input type="checkbox"/> 管理者経歴書【参考様式2】 <input type="checkbox"/> 誓約書【様式10-3】(訪問看護(介護予防訪問看護含む)) <input type="checkbox"/> 誓約書【様式10-1】(訪問看護の場合) <input type="checkbox"/> 誓約書【様式10-2】(介護予防訪問看護の場合)
		<現管理者の『婚姻等による氏名変更』又は『住所変更』のみの場合> <input type="checkbox"/> 変更届出書【第5号様式】 <input type="checkbox"/> 付表3-1 <input type="checkbox"/> 資格証(写)※ <small>※ 資格証が旧姓の場合、氏名変更がわかる公的証明書(戸籍謄本等)書類を併せて提出してください。</small>

<p>1 1</p>	<p>運営規程 ①営業日 ②営業時間 ③従業者数 ※1 ④通常の事業の 実施地域 ⑤利用料 ※2 ⑥その他 ※3 等</p>	<p> <input type="checkbox"/> 変更届出書【第5号様式】 <input type="checkbox"/> 付表 3-1 <input type="checkbox"/> 付表 3-2（サテライトがある場合のみ） <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表【参考様式 1-1】 （①②③の変更の場合のみ） ※1 管理者以外の従業者の変更については、変更届の提出は不要です。 その場合であっても、資格要件が必要な職種については資格を有していることを資格証等で必ず確認し、事業所において資格証等（写）を保管してください。運営規程で定めている従業者の『数』に変更があった場合のみ、変更届を提出してください。 ※2 加算届（介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算様式 1-1））の提出により変更となる料金については、変更届の提出は不要です。変更後の料金表のみ加算届に添付し、提出してください。 加算届の提出を伴わない料金（通常の実施地域外の交通費等）の変更があった場合のみ変更届を提出してください。 ※3 運営規程に管理者の氏名等の記載があり、変更が生じた場合には、提出して下さい。 </p>
<p>2 2</p>	<p>出張所の設置</p>	<p>出張所に関する変更届については、下記の「出張所の取扱いについて」をよくご覧いただき、事前相談のうえ、必要な書類を提出してください。</p> <p>通所介護事業所及び訪問看護ステーションにおける出張所の取扱いについて</p>